

ICC コンサルタンツ 大学・大学院留学 留学応援パック

■ 対象

オーストラリアの大学・大学院に進学が決定した方

※下記の場合は学生ビザ代行申請サービス対象外です。

- ・ご家族帯同で留学を予定されている場合

- ・日本国外にご在住の方

(※お申込み後に海外にご在住であることが判明した場合でも、**ご返金の対象とはなりません**ので、あらかじめご了承ください。)

- ・外国籍の方は国籍によりご利用頂けない場合がございます。お申込前に ICC までお問合せ下さい。

※ビザ審査開始時期(コース開始日 4 ヶ月前以降)以降に 1 週間以上の海外滞在を予定している方はお申込前に ICC にお知らせ下さい。

■ サポートに含まれる内容

- ・学生ビザ申請代行 ※1

- ・滞在先手配(ホームステイまたはオフキャンパスの学生アパートメントのみ)

- ・海外旅行傷害保険(留学保険)手配

- ・現地空港での出迎えサービス代行手配 ※2

- ・出発前オリエンテーションの実施

- ・現地到着後の ZOOM 面談サポート3回実施(到着時、1週間後、2週間後)

- ・現地到着後 2 週間の緊急時対応

- ・必要に応じて:

- 航空券手配(取り次ぎ)

- 隔離施設から滞在先までの出迎え手配

- 留学先政府および各州政府による入国規制・入国準備の確認

- 留学先政府および各州政府による必要手続きの確認

※1 ビザ代行申請の業務内容は申請書類のご案内、申請手続きの代行、ビザ受領までを含みます。

なお、お客様の渡航予定日(日本出発日)やコース開始日までにビザが発給されることを保証するものではありません。

ビザの審査および発給は申請先であるオーストラリア移民局の裁量によるものであり、当社は移民局に対して発給を促す催促・督促・嘆願等の行為は一切行いません。

※2 滞在先または留学先大学が提供する空港送迎サービスを代理で手配します。

どちらも空港送迎サービスを提供していない場合は手配が出来ないため、ご自身で空港から滞在先までご移動いただきます。

■ 費用

留学応援パック:170,000 円(税込)

※ICC を通じて出願された方は 20,000 円割引適用となります。

※オーストラリア学生ビザ申請料(A\$2,028)が追加で発生いたします。

※緊急手配料:15,000 円(税込)(※コース開始日まで 1 ヶ月を切ってからのお申込の場合)

■ サポート提供期間

お申し込み後、渡航に向けての手続き開始から現地到着 2 週間後まで

※現地到着日を 1 日目と数えます。

※出願の手続きは含まれておりませんが、提携大学内 3 大学まで無料にてサポートいたします。

留学応援パック 契約条項

株式会社 ICC コンサルタンツ(以下「甲」とします)と、留学生(以下「乙」とします)は、以下の内容により、オーストラリア大学・大学院留学 留学応援パック(以下「本サポート」とします)の契約を締結します。

第1条 本サポートの目的

本サポートは、甲が提携するオーストラリアの大学(以下「留学先」とします)へ入学し、渡航手続きをする際に希望する乙に対して、甲が乙のスムーズな入国・入学諸手続きを案内・代行等の取次ぎサービスを提供することを目的としています。

第2条 サポートの提供期間

乙が「留学応援パック申込書」を甲に提出し、甲によるサービス受付承認後から渡航 14 日間の現地サポートが完了するまでとします。現地に到着した日を 1 日目と数えます。

第3条 サポートの内容

甲は、乙に対し、以下のサポートを提供します。

- 査証(学生ビザ)申請代行**
甲および甲の業務委託機関は、留学国に入国及び滞在するために必要な学生ビザの申請書類作成のアドバイスをを行い、乙に代わり申請を行います。ビザ代行申請の業務内容は申請書類の案内、申請手続きの代行、ビザ受領までを含みます。**乙の渡航予定日(日本出発日)やコース開始日までにビザが発給されることを保証するものではありません。**ビザの審査および発給は申請先であるオーストラリア移民局の裁量によるものであり、甲および甲の業務委託機関は**移民局に対して発給を促す催促・督促・嘆願等の行為は一切行いません。**また、学生ビザ申請料はサポート費用には含まれません。
- 滞在先手配**
留学先の学生アパートメント(オフキャンパスのみ)またはホームステイの申込手続を代行します。但し、乙の希望により滞在先手配が不要な場合には対応をいたしません。本契約に含まれる滞在先の申込手続代行は、留学国到着後に最初に滞在するホームステイ、学生アパートメント(オフキャンパスのみ)などの滞在先への申込手続です。2 回目以降の滞在先の手配代行は行いません。また、出発日より前に学生アパートメントまたはホームステイなど滞在先の住所・部屋番号が確定しない場合もあります。
- 海外旅行傷害保険(留学保険)手配**
海外旅行傷害保険(留学保険)の加入手続を代行します。保険料は乙が負担します。※留学先により、OSHC 等留学先指定の医療保険への加入が義務づけられ、乙が自ら加入手続を行う必要がある場合があります。
- 航空券手配(取り次ぎ) ※必要に応じて**
日本国内の空港から留学先に近接する空港までの往復または片道航空券手配を旅行会社に取り次ぎします。当該旅券の発券手続開始後の変更、取消及び払戻しに関しては航空券購入時の要件をご確認ください。要件によっては出発日、出発空港または利用する航空会社などのいずれかを変更して頂く場合があります。
- 現地空港での出迎えサービス代行手配**
留学先または滞在先が現地空港での出迎えサービスを行っている場合は、乙に代わり手配します。但し、費用が発生する場合は乙が負担します。また、留学先も滞在先も出迎えサービスを行っていない場合は乙が自ら空港から滞在先まで移動する必要があります(費用は乙負担)。
- 隔離施設から滞在先までの出迎え手配(隔離が必要な場合)**
乙の隔離施設から、その後の滞在先までの移動手段を手配します(費用は乙負担)。
- 留学先政府および州政府による入国規制・入国準備の確認(必要な場合)**
オーストラリアや各州の規制を確認し、搭乗前までに必要となる準備をご案内します。また入国に必要な手続き等についてご案内します。
- 出発前オリエンテーションの実施**
渡航前及び渡航後の準備に必要な情報や、現地生活の心構え等の情報を提供します。
- 到着後、滞在先・隔離先で現地スタッフとの3回の ZOOM 面談**
入国後に現地生活に必要な手続き(在留届提出、携帯手続き、ワクチン接種証明の情報移行)を案内及びお手伝いします。(現地で利用可能な SIM カード等の購入代行等も行いません)※対面でのサポートではありません。

第4条 追加サポートの内容

甲は本契約のほか個別の合意により本契約によるサポートの追加で第 8 条 2 項の追加サポート費用を支払うことにより、「留学後サクセスサポート」を申し込むことができます。

第5条 契約の成立

乙が本サポートに申し込む場合、乙は甲の指定する本サポート申込書に必要な事項を記入の上、指定の費用を支払うものとします。また、契約締結日は甲が乙の支払った費用を受領した時点とします。

第6条 拒否事由

甲は次に定めるいずれかの事由が認められる場合、申込みをお断りすることがあります。

- 乙が本サポートの趣旨を十分に理解していないと甲が判断したとき
- 乙が未成年である場合に親などの法定代理人の同意がないとき
- 乙の希望を受け入れられないと甲が判断したとき
- 乙の志望校から入学が拒否される可能性が高いと甲が判断したとき
- 乙の過去の既往症や現在の心身の健康状態からみて、留学が不適切であると甲が判断したとき
- その他甲において乙の受入れが困難であると判断したとき

第7条 必要書類

甲は乙に対して渡航手続に必要な書類をお知らせします。乙は指定された書類に指定された言語で記入した上で、必ず指定の期日までに甲の担当者に提出して下さい。なお、一度提出された書類は返却されません。

第8条 諸費用

1. サポート料
乙は甲に対し本契約第 3 条に定めるサポートの対価として、以下のサポート料を支払います。

- 留学応援パック: 170,000 円(国内取引分 100,000 円の消費税 10%を含みます)
※サポート料は申込時に一括でお支払い頂きます。
※ICC で出願手続きをされた方は、20,000 円の割引とします。

2. 追加サポート料

乙は甲に対し、追加サポートの対価として、以下に定める追加サポート料を支払います。

- 留学後サクセスサポート
12 ヶ月 180,000 円(税込) / 6 ヶ月 105,000 円(税込)
※留学応援パックにお申し込みの方は、30,000 円の割引とします。
※サポート内容等、詳細については「留学後サクセスサポート」契約書をご確認下さい。

3. その他の諸費用

以下の費用は、前 2 項の費用には含まれません。

- 学生ビザ申請料ならび申請にかかる諸経費
- 海外旅行傷害保険(留学保険)の保険料
- 航空券などの渡航費用
- 出願料、入学金、授業料、教材費、滞在費、滞在先申込金、滞在先予約金、宿泊費、食費、緊急送料、書類の英訳、出迎え料、その他留学において必要とされる費用
- 現地到着後、滞在先を変更する場合の手配
- 志望専攻科目により、乙の作品(ポートフォリオ、デモテープ、ビデオ等)を学校に事前提出する必要がある場合の送料
- 入学後、乙と留学先との関係において生じるその他の費用
- 乙の希望により入学後、編入／転校などの手続を甲が行う場合の手続代行費用
- 乙の緊急時に甲が支出した交通費、電話代、その他の実費
- その他、渡航、留学生活に伴う個人的費用

4. 留学費用の精算方法

甲では原則として留学先学校・渡航国などから甲に寄せられた資料、請求書に基づいて、授業料、教材費、滞在費、申込金、滞在先予約金、宿泊費、食費、空港出迎え料、緊急送料、書類の英訳費、学生ビザ申請料、その他留学において必要とされる留学費用(各学校により異なります)の一部または全額を算出し、乙からお預りした上で支払いを代行します。費用は支払先の事情により予告なしに変更されることがあります。また、請求は日本円によるものとし、精算方法は請求日当日の三井住友銀行の TTS 送金レートに一律 3 円加算した円貨を適用します。なお、留学先により現地到着後に費用の精算を乙と留学先が直接行う場合があります。振込手数料については乙負担とします。

第9条 留学費用等の支払い

- 乙は第 8 条に定められた留学費用などを指定された期日までに指定の銀行口座に振り込むものとします。留学費用等は受け入れ先が期日を決めている場合や、制度上必要な場合を除き、出発予定日から起算して 90 日以上前にお支払いいただくことはありません。指定の期日までに入金されない場合、甲において留学手続を停止することがあります。この場合、希望の出発時期までに留学手続が完了しないことがあります甲はその責任を一切負いません。
- 留学先の事由で留学費用等が増額変更された場合、乙は留学先に対し甲が指定する方法に必要な差額を支払うものとします。

第10条 解約、返金

1. 解約と返金

本サポートの契約成立後、乙の都合で契約を解約する場合、乙は甲に対し次の区分に従って解約料を支払います。この場合、甲は乙から既に受領したサポート料から解約料および立替金等を控除した残額を乙に払い戻します。また返金の際には振り込み手数料は乙負担とします。

- 1) 申込日より起算して8日目までの解約:解約料はありません
- 2) 申込日から起算して9日目以降60日目までの解約:サポート料の50%
- 3) 申込日から起算して61日目以降出発前日までの解約:サポート料の75%
- 4) 出発日当日以降の解約:サポート料100%(返金はありません)

2. 学費、滞在費等の費用の払戻し

留学先または滞在先各機関に支払われた費用の返金については、当該機関の定めによります。なお、航空券等運輸機関および海外旅行傷害保険(留学保険)の手配に関する解約料および払戻金額については当該機関の定めによります。

第11条 契約内容の変更

甲は、以下の場合本契約の内容を変更することができます。

1. 不可抗力により、甲が契約上のサポートを提供することが不可能または著しく困難になった場合
2. 乙から契約内容の変更の申出があった場合
3. 留学先、滞在先、交通機関等が、その運営するサポートの内容を変更した場合
4. その他やむを得ない事情により契約内容変更の必要が生じた場合

第12条 契約の解除

乙に次に定める事由が生じた場合、甲は本契約の一部または全部を解除することができます。

1. 定められた期日までに、第7条に定める書類が送付されないとき
2. 定められた期日までに、第8条に定める費用の全額または一部が支払われないとき
3. 乙が所在不明または1ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき
4. 乙が甲に届け出た乙に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏があることが判明したとき
5. 乙がパスポートもしくは学生ビザを取得できなかった場合または留学国に入国する際、入国を拒否された場合
6. 乙が甲の指導・アドバイスに従わず、または甲のサポート提供に協力しないなど、甲が本契約に基づくサポートを履行することが困難となった場合
7. 乙が甲と他の参加者との契約関係に干渉または介入して紛争を生じさせたとき
8. 乙が本契約に違反したとき
9. 甲がやむを得ない事由があると認めたとき
10. 本契約成立後に第5条の拒否事由があることが判明したとき
11. 申込日(当日を含まない)から2年経過した時点で、乙が留学先に向けて日本を出発しなかったとき

第13条 費用の不返還

前2条(第11条、第12条)に基づき本契約の内容が変更され、または本契約の一部もしくは全部が解除された場合には、既に甲に支払済みのサポート用については本サポートの進行状況に応じ返金されない場合があります。また、甲に損害が生じた場合は、甲は乙に対してその賠償を請求することができます。

第14条 免責事項

1. 甲は、次に例示のような場合は、乙に対し損害賠償その他の責任を負いません。
 - 1) 出願した学校、コースなどが定員に達して入学できなかった場合
 - 2) 申し込んだ滞在先の滞在施設が定員に達していた場合またはその他の留学先の事情により入寮、入室できなかった場合
 - 3) 条件付合格の場合において、乙が、留学先が定める英語力・学力等の基準に事前研修期間内に到達せず入学ができなかった場合
 - 4) 乙が留学先から乙の希望する他大学に編入できなかった場合
 - 5) 乙において、ローンにより契約費用の調達を予定していた場合において、予定したローンが実行されないことにより必要な費用の支払いができず、手続の継続が不可能と判断される場合
 - 6) 留学先の都合による奨学金内容の変更や授業および履修科目に変更があった場合の責任
 - 7) 甲が、留学先等から送られてくる最新資料に基づき入学手続代行等の手配をしたにもかかわらず、留学先等の事情により、授業内容の変更、授業時間や回数の変更、滞在先の変更、その他留学内容に関する変更がなされた場合
 - 8) 乙に起因する理由で入国を拒否された場合、または留学国の入国管理局等の当該機関による学生査証(ビザ)の発給が遅延・拒否されたことによって、留学国への入国が遅延または不可能になった場合の責任
2. 甲は、次に例示するような事由により乙に不利益または損害が発生し場

合、乙に対し損害賠償その他の責任を負いません。

- 1) 運輸機関の遅延、フライトのキャンセル、ハイジャック、ストライキ、事故、陸海空における不慮の災難、その他不可抗力または第三者の責による交通機関に関する乙の不利益・損害
 - 2) 天変地異、政変、テロ、動乱、戦争、ストライキ等の不可抗力によって発生した乙の不利益・損害
 - 3) 留学国が学生ビザ発給基準、滞在許可条件等を変更することによって発生した乙の不利益・損害
 - 4) 留学国が外国人の渡航を制限し、または予め設定していた制限を撤廃しないため、乙が留学国に渡航出来ないことにより発生した乙の不利益・損害
 - 5) 留学先及びホームステイ、学生アパートメント等の滞在先における、盗難・事故・係争など乙の留学国滞在中または渡航中に受けた不利益・損害
 - 6) 乙の留学国渡航中、滞在中及び旅行中に発生した、怪我、病気等に基づく不利益・損害
 - 7) 乙による麻薬、覚醒剤、その他の薬物の使用、所持もしくは飲酒、喫煙またはこれに関連して起こった全ての不利益・損害と責任
 - 8) 為替、物価の変動、学費や滞在費等の改定による乙の経済的損失
 - 9) 留学先から停学、放校、退学等の処分を受けた場合の不利益・損害(学費、滞在費の損失を含む)
 - 10) 乙が留学を取り止めた場合の学費、滞在費等の残金返金等の責任
 - 11) 乙の学力・英語力不足に起因する留学先への入学不許可または入学後の留年等についての責任
 - 12) 乙の学業成績や資格試験の結果が不良であったことの責任
 - 13) 乙のために行う出発前の現地留学生生活に関する出発前オリエンテーションに参加しなかったために発生した乙の不利益・損害
 - 14) 乙が留学国滞在のための海外旅行傷害保険(留学保険)に加入していなかった場合の現地における事故、病気等に基づく補償
 - 15) 留学国の法令・風俗・道徳及び留学先教育機関の規則等についての乙の無知または認識不足により乙が受けた不利益・損害
 - 16) 留学中の通学、スポーツ、自動車の運転に基づく不利益・損害
 - 17) オーストラリア入国に際し、書類の不足などにより入国拒否された際の不利益・損害
 - 18) ワクチン接種が認められなかった際に隔離が必要になった場合の不利益・損害・隔離費用
 - 19) 予期せぬ規定変更により入国が制限された場合に被った不利益、損害、追加の滞在費用
 - 20) 本プログラムは、旅行業法に基づく営業保証金および弁済業務保証金の対象外となります。
3. 以上の免責事項に該当する場合、支払われた費用、所要実費は本サポートの進行状況により返金されない場合があります。

第15条 責任範囲

甲は、本契約に明記された義務を甲の故意または過失に基づき履行しなかった場合、乙に生じた損害を賠償する責任を負担し、それ以外の場合、損害については責任を負いません。

第16条 研修成果の不担保

本サポートは甲が留学先でのアドバイス等を行うことにより乙の充実した留学生活を実現することを目的としています。従って、語学および学力の向上など留学先での成果や、留学先やホームステイ等の滞在先に対しての満足、その他留学による心理的満足を保証するものではありません。

第17条 損害賠償義務

乙が故意または過失により甲に損害を与えた場合、乙及び親権者は連帯して直ちに甲に対し損害の賠償をしなければなりません。

第18条 準拠法令等

本契約の解釈及び本契約に定めない事項については、日本国内の法令及び慣習によるものとします。

第19条 裁判管轄

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第20条 約定の変更

本契約は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第21条 発行期日

本契約の内容は、2025年7月1日以降に申し込まれる契約に適用されます。

---(以上、契約条項)---

個人情報の取扱いについて

株式会社 ICC コンサルタンツは、お客様の個人情報の取り扱いについて、下記の通り適切な取り扱いに努めます。

1. 個人情報を利用する目的

取得した個人情報の利用目的は、当社が提供するプログラム(以下、「本サービス」という)への参加手続及びそれに関連するご連絡、本サービスの実行及びそれに関連するサポート管理、お申込みされたご契約の履行(ご契約内容は、プログラム契約書を参照ください)、ご本人の同意またはご希望条件を満たす、受入れ先となる企業・学校・団体等への個人情報の提供、当社が提供する留学プログラムやセミナー、フェア等のご案内、当社または本サービスへのご質問、お問合せに対する回答のために利用し、それ以外の目的で利用することはありません。また、本サービスをお申込みされる方が未成年者(満 20 歳未満の方)の場合は、保護者の同意を頂いた上で、個人情報をご提供ください。ビザ申請手続代行時に、申請費用のお支払のためにクレジットカード決済が必要な場合があります。当社または当社が業務委託する機関が申請代行を行う場合、入国管理機関等が指定するビザ申請フォーム等にて決済処理をクレジットカードで行う場合があります。また、緊急時に発生する決済処理においてもクレジットカード情報をご提供いただく場合があります。なお、当社では最大 1 カ月間保管した後、適切に廃棄します。但し、ビザ申請状況により保管期間を延長する可能性があります。

2. 要配慮個人情報の取得、利用及び提供について

本サービスの参加手続及び渡航手配、本サービスの実行及びそれに関連するサポート管理のため、病歴・アレルギー・既往症等の健康に関する情報、旅券番号、宗教・文化的制約等の機微な個人情報の取得、ならびに当社が業務委託する旅行代理店、受入れ先となる企業・学校・団体等への提供、滞在先、現地サポート者等、外国にある第三者へ提供する可能性があります。

3. 個人情報の第三者提供について

取得した個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲において、外部委託することがあります。また、個人情報は次の通り、第三者提供します。

- 1) お申込みされたご契約の履行(ご契約内容は、各プログラムの契約事項を参照ください)のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先、語学スキル等をご本人の同意またはご希望条件を満たす、留学先またはインターンシップ先となる企業・学校・団体等に提供します。
- 2) お申込みされた留学プログラムの実施に必要な渡航及び宿泊手配のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先等を渡航及び宿泊手配を行う旅行代理店に第三者提供します。
- 3) お申込みされた留学プログラムの実施に必要なビザ取得または緊急時に発生する決済処理のため、電話、郵送またはインターネット経由で、カード番号、カード会社、カード有効期限、セキュリティコード、名義、電話番号等を当該入国管理機関等に第三者提供します。

4. 取得の任意性について

個人情報のご提出は任意ですが、個人情報を提供していただけない場合は上記の各利用目的に沿った取り扱いが適切に遂行できない場合が

あります。

5. 個人情報の開示等の請求について

当社に提供して頂いた個人情報は、利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、項目の追加または削除、消去や利用停止、提供停止を求める権利があります。個人情報の開示等の請求を行う場合は、下記までご連絡ください。

【個人情報に関するお問い合わせ先】

株式会社 ICC コンサルタンツ

個人情報保護管理者:IT・コンプライアンス統括室 マネージャー

TEL:03-6434-1315 E-mail:info@iceworld.co.jp

受付時間 平日(祝祭日を除く)10:00~17:00

---(以上、個人情報の取扱い)---

ICC コンサルタンツ 大学・大学院留学 留学応援パック 申込書

NAME (ローマ字)		国籍	
名前 (学生氏名)		帰化歴の有無	
生年月日	西暦 年 月 日 (満: 才)	パスポート有効期限	年 月 日
現住所 (本人住所)	〒 TEL: 携帯: email:		
保護者 緊急連絡先	住所 (現住所と違う場合のみ記入): 保護者氏名: 携帯: email:		
留学先大学			
キャンパス			
大学のオリエンテーション日 ※オリエンテーションが無い場合は、コース開始日	年 月 日		
出発予定日	年 月 日		
現地空港での 出迎えサービス	☐ 自己手配 ☐ ICC に手配を依頼する ※留学先や滞在先による出迎えサービスがない場合、タクシーや Uber をご利用いただけます。		
滞在先手配	※ 下記に記入いただく優先順位を基準に候補物件をお探しいたしますが、物件の空室状況等によってはご希望に添える滞在先をご提案できない可能性もございます。 <学生アパートメントの相場価格> ※年間契約の場合の週あたりの金額 (半年間契約の場合、週あたりの金額が\$20-30 値上がります) ・完全個室 : シドニー \$ 600-1,000 メルボルン \$ 430-900 ブリスベン・アデレード・パース \$ 400-750 (※自室内に寝室、シャワー、トイレ、キッチン等あり) ・半個室 : シドニー \$ 500-840 メルボルン \$ 430-570 ブリスベン・アデレード・パース \$ 370-560 (※自室あり、キッチン・リビングルーム・バスルームは他の学生と共有) ・共有寝室 : シドニー \$ 400-740 メルボルン \$ 370-480 ブリスベン・アデレード・パース \$ 300-450 (※自室無し) <ホームステイの相場価格> ※平日二食、週末三食食事付きプランの場合 ・シドニー \$ 410/週 ・メルボルン \$ 410/週 ・ブリスベン \$ 380/週 ・アデレード \$ 370/週 ・パース \$ 380/週		

	<滞在先の種類> ※ご希望の滞在先の種類をお選びください。 ☐ オフキャンパスの学生アパートメント ☐ ホームステイ（別途、食事プランやアレルギーなどを回答していただく質問表をお送りいたします） ※学生アパートメントをご希望の場合は下記もご入力下さい。 •ご希望の契約期間をお選びください。 ☐ 半年 ☐ 1年間 •優先順位(1～4)をつけてください () 立地 ☐ 都心に近いところ ☐ 都心から離れた静かなところ () 大学までの距離(60 分圏内が基本です) () 滞在費用 ※ご予算の上限をご記入ください。 <u>週 \$</u> が上限 () ルームタイプ ※ご希望のルームタイプに優先順位(1～3)をつけてください ___ 完全個室 ___ 半個室（寝室は個室、シャワー、トイレ、キッチン等は複数名で共有） ___ 共有部屋(寝室およびシャワー、トイレ、キッチン等全てを複数名で共有)
費用	☐ 留学応援パック 割引価格 150,000 円(税込) + ビザ申請料 A\$2,028 ☐ 留学応援パック 一般価格 170,000 円(税込) + ビザ申請料 A\$2,028 ☐ 緊急手配料:15,000 円(税込) (※コース開始日まで 1 ヶ月を切ってからのお申込の場合) ※ビザ申請料は 2025 年 7 月 1 日現在での価格です。 ※ビザ申請料はレート変動対応のため三井住友銀行の TTS レートに 3 円を加算して日本円に換算して請求させていただきます。 ※外国籍の方および 18 歳未満の方は別途手数料が発生いたします。追加金額に関しましては、担当者までご確認ください。
追加サポート	※割引価格は留学応援パックにお申し込みいただいた方のみ対象となります。 ☐ 留学後サクセスサポート 12 ヶ月: 150,000 円(税込) ※一般価格 180,000 円(税込) ☐ 留学後サクセスサポート 6 ヶ月: 75,000 円(税込) ※一般価格 105,000 円(税込)
別に定める、「オーストラリア大学・大学院 留学応援パック契約条項」「個人情報の取り扱いについて」をよく読んだ上、「留学応援パック」に申込みをします。 本人署名: _____ 記入日: _____ 保護者署名: _____ 記入日: _____ ※未成年の方は保護者の署名が必要です。	